

3 (山一證券社と関係)
1、地主は金四千圓の直式貸付を宮坂興三親に提供せよ
十一、租税減免
の賦課減免をせよ。

給養退宮親興三親の本増産を補助せよ。その旨を東京市に
同親(給養)の養老の給養費に際して二十日迄の間に東京市に
表を寄つて取付を催促せよ。その旨を東京市に
よ、等備團計表に二十日迄の間新地主空欄下に印を捺し其の
の旨を大蔵省に届出せよ。同旨を「専ら」をせよ。其の
添一團は養子を持つ三ヶ所、地主は空欄下に印を捺し其の
表を寄つて取付を催促せよ。その旨を東京市に
請求を「譲り」地主は「譲り」の旨を大蔵省に届出せよ。その旨を
請求の意旨を届出せよ。

租税減免申請書提出費

財団法人 協同會福岡出張所

- 2、地主は争議團側の要求に対する回答条件の費用を宮坂興三郎より借用して即時一切の支拂を爲すこと
- 3、宮坂興三郎は従来の稼働者全部を其の儘引継ぎ使用すること
- 4、争議團は即時解散し(三十日臨時休業)三十一日より一齊就業すること

以上